社会福祉法人指導監査ガイドラインセルフチェックシート

法人名：　　　　　　　　　　　　　　　　　作成日：

＜留意事項について＞

●　社会福祉法人指導監査ガイドラインセルフチェックシート（以下「セルフチェックシート」）は、厚労省が定めた指導監査ガイドラインを基に作成しています。社会福祉法人（以下「法人」）がこのセルフチェックシートに沿って運営状況の確認をすることにより、自ら改善すべき点を事前に把握するとともに、一般監査の効率化を図るものですので、作成の御協力をお願いします。

●　セルフチェックシートに記載している確認書類は、法人に新たな書類の作成を義務付けるものではないため、法人が当該確認書類を作成していない場合は、確認事項の該当性を確認できる既存の別の書類を用いますので、その準備をお願いします。法令又は通知等の根拠がなく、法人運営等に要する特定の書類の作成を求めるものではありません。

●　セルフチェックシートにおける略称は次のとおりです。

・法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）

・令：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）

・規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

・認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」

（平成12年12月１日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）

・審査基準：認可通知別紙１「社会福祉法人審査基準」

・定款例：認可通知別紙２「社会福祉法人定款例」

・審査要領：「社会福祉法人の認可について（通知）」

（平成12年12月１日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」

・徹底通知：「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」

（平成13年７月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長連名通知）

・入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」

（平成29年３月29日付け雇児総発0329第１号・社援基発0329第１号・障企発0329第１号・老高発0329第３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）

・会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）

・運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」

（平成28年３月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）

・留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」

（平成28年３月31日付け付け雇児総発0331第７号・社援基発0331第２号・障障発0331第２号・老総発0331第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）

・平成28年改正法：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）

・平成28年改正政令：社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）

Ⅰ　法人運営

| 項目 | ガイドライン | 確認事項 |
| --- | --- | --- |
| １　定款 | Ｐ３ | ●　定款に必要的記載事項が記載されているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　定款の必要的記載事項が事実に反するものとなっていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　【定款が事実に反する場合その内容】 |
| Ｐ３～４ | ●　定款の変更は評議員会の特別決議（評議員の３分の２以上）を経て行われているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　　　　定款を変更した評議員会開催日（　　　　年　　月　　日）●　定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか（所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか）。　[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　　　　　所轄庁の認可（届出）日（　　　　年　　月　　日） |
| Ｐ４～５ | ●　定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置いているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　直近の定款を、インターネットを利用して公表しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| ２　内部管理体制※特定社会福祉法人のみ回答 | Ｐ５～６ | ●　内部管理体制が理事会で決定されているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　　　●　内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| ３　評議員・評議員会（１）評議員の選任 | Ｐ６ | ●　法令又は定款の定めるところにより、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」が適切な手続きで選任されているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　評議員候補者を決定した理事会開催日（　　　　年　　月　　日）評議員選任・解任委員会開催日（　　　　年　　月　　日）●　就任承諾書等就任する旨の意思を文書により確認しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| Ｐ７～９Ｐ９ | ●　欠格事由を有する者が選任されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の５分の１を超えて選任されていないか。※社会福祉協議会のみ回答。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　暴力団員等の反社会的勢力の者が選任されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 経過措置法人に該当

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 定款で定める評議員数 | 評議員現員数 | 定款で定める理事数 | 理事現員数 |
| 人 | 人 | 人 | 人 |

 |
| （２）評議員会の招集・運営 | Ｐ９～１０ | ●　評議員会の招集通知を期限（評議員会の1週間前又は定款に定めた期間）までに評議員に発しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　定時評議員会の開催を決議した理事会開催日（　　　　　年　　　月　　　日）定時評議員会開催日（　　　　　年　　　月　　　日） |
| Ｐ１０～１２ | ●　決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　評議員会で決議が必要な事項について、決議が行われているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　決議に特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。[ ] ある　　　　　[ ] ない　　　　　[ ] 該当なし |
| Ｐ１２～１４ | ●　法令で定めるところにより、議事録を作成しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 該当なし　　　 |
| Ｐ１４ | ●　計算関係書類等について、監事の監査を受けているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、会計監査人の監査を受けているか。※会計監査人設置法人のみ回答[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。※会計監査人設置法人のみ回答[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| ４　理事（１）定数 | Ｐ１４～１５ | ●　定款に定める員数が選任されているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　欠員が生じていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　定款で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 現任期該当なし |
| （２）選任及び解任 | Ｐ１５～１６ | ●　評議員会の決議により選任又は解任されているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　理事候補者を選出した理事会開催日（　　　　年　　月　　日）理事を選任した評議員会開催日（　　　　年　　月　　日）●　就任承諾書等就任する旨の意思を文書により確認しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　　　　●　理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 現任期該当なし |
| （３)適格性 | Ｐ１６～１８ | ●　欠格事由を有する者が選任されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　各理事について、特殊の関係にある者が上限（理事総数の３分の１かつ当該理事を含めず３人）を超えて含まれていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか。※社会福祉協議会のみ回答[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| Ｐ１８～１９ | ●　社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。[ ] いる　（当該理事名　　　　　　　　　　）　　　　[ ] いない　　　　　●　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。[ ] いる　（当該理事名　　　　　　　　　　）　　　　[ ] いない　　　　●　施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。[ ] いる　（当該理事名　　　　　　　　　　）　　　　[ ] いない　　　　　 |
| （４）理事長 | Ｐ１９ | ●　理事会の決議で理事長を選定しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　理事長を選定した理事会開催日（　　　　年　　月　　日）●　業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 該当なし　　業務執行理事を選定した理事会開催日（　　　　年　　月　　日）　（当該理事名　　　　　　　　　　　） |
| ５　監事（１）定数 | Ｐ１９～２０ | ●　定款に定める員数が選任されているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない

|  |  |
| --- | --- |
| 定款で定める監事数 | 監事現員数 |
| 人 | 人 |

●　欠員が生じていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　　　　　●　定員で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 現任期該当なし |
| （２）選任及び解任 | Ｐ２０～２１ | ●　評議員会の決議により選任又は解任されているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　監事候補者を選出した理事会開催日（　　　　年　　月　　日）監事を選任した評議員会開催日（　　　　年　　月　　日）●　評議員会に提出された監事の選任等に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　就任承諾書等就任する旨の意思を文書により確認しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 現任期該当なし |
| Ｐ２１～２３ | ●　欠格事由を有する者が選任されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　　　　　●　評議員、理事又は職員を兼ねていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と法令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　●　社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか。※社会福祉協議会のみ回答[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　●　暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| Ｐ２３～２４ | ●　社会福祉事業について識見を有する者が選任されているか。[ ] いる　（当該監事名　　　　　　　　　　）　　　　[ ] いない　　　　　●　財務管理について識見を有する者が選任されているか。[ ] いる　（当該監事名　　　　　　　　　　）　　　　[ ] いない　　　　　 |
| （３）職務・義務 | Ｐ２４～２６ | ●　理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| Ｐ２６ | ●　理事会への出席義務を履行しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| ６　理事会（１）審議状況 | Ｐ２６～２７ | ●　権限を有する者が招集しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　　　●　各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　●　招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。　[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 該当なし |
| Ｐ２７～２９ | ●　決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　理事会で決議が必要な事項について、決議が行われているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　書面による議決権の行使が行われていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　* 理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及

び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録があるか。[ ] ある　　　　　[ ] ない　　　　　[ ] 該当なし　　　 |
| Ｐ２９ | ●　理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　●　理事に委任される範囲が明確になっているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　 |
| Ｐ２９～３０ | ●　実際に開催された理事会において、理事長及び業務施行理事の職務の執行状況について、法令又は定款に定める回数以上報告がされているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| （２）記録 | Ｐ３０～３２ | ●　法令で定めるところにより議事録を作成しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人の署名又は記名押印がされているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 該当なし●　議事録又は同意の意思表示の書面等を、主たる事務所に必要な期間（開催日から１０年間）備え置いているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| （３）債権債務の状況 | Ｐ３２ | ●　借入（多額の借財に限る。）は、理事会の決議を受けて行われているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 該当なし借入の決議を受けた理事会開催日（　　　　年　　月　　日） |
| ７　会計監査人※会計監査人設置法人のみ回答 | Ｐ３２～３３ | ●　特定社会福祉法人は、会計監査人の設置を定款に定めているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　会計監査人の設置を定款に定めた場合、会計監査人を設置しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　●　会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 該当なし |
|  | Ｐ３３～３４ | ●　評議員会の決議により適切に選任等がされているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　会計監査人候補者を選出した理事会開催日（　　　　年　　月　　日）会計監査人を選任した評議員会開催日（　　　　年　　月　　日）●　会計監査人の選任等に当たり、監事の過半数の同意を得ているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　●　公認会計士法に規定する計算書の監査を行うことができない者を選任していないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　 |
|  | Ｐ３４～３５ | ●　法令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| ８　評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬（１）報酬 | Ｐ３５～３６ | ●　評議員の報酬等の額が定款で定められているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　定めている金額（無報酬含む）（　　　　　　　　　　　円） |
| Ｐ３６ | ●　理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　定めている金額（無報酬含む）（　　　　　　　　　　　円） |
| Ｐ３７ | ●　監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　定めている金額（無報酬含む）（　　　　　　　　　　　円）●　定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の全員一致により決定しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 該当なし |
| Ｐ３７ | ●　会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めているか。※会計監査人設置法人のみ回答[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　　　 |
| （２）報酬等支給基準 | Ｐ３８～３９ | ●　理事、監事及び評議員に対する報酬等について、法令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 定款で無報酬の定め承認を得た評議員会開催日（　　　　年　　月　　日）　　 |
| Ｐ３９ | ●　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を、インターネットを利用して公表しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 定款で無報酬の定め　　　　　 |
| （３）報酬の支給 | Ｐ３９～４０ | ●　評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 定款で無報酬の定め　●　役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　[ ] 定款で無報酬の定め　 |
| （４）報酬等の総額の公表 | Ｐ４０ | ●　理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |